

○反問権の運用指針（案）

1 反問権の行使について

反問権を行使する場合の手順を次のとおりとする。

- (1) 反問権を行使しようとする答弁者は、挙手をし、議長又は委員長から指名を受ける。
- (2) 指名を受けた後、反問権の行使により質疑又は質問の趣旨を明確にしたい旨を議長又は委員長に告げ、許可を申し出る。
- (3) 議長又は委員長は、反問権の行使の許可を宣告する。議長は、持ち時間制による質問において答弁者の反問権の行使を許可した場合、事務局に対して残時間の停止を指示する。
- (4) 反問権の行使の許可を得た後、答弁者は議員に反問する。
- (5) 議員は、反問に対する回答をする。~~した後、反問に対する回答の終了を表明する。~~
- (6) 議長又は委員長は、必要に応じて反問を行った答弁者に反問の終了を確認する。
- (7) 議長又は委員長は、反問及び反問に対する回答が終わったと判断したら、反問権の行使を終了し議事（質疑・質問）の再開を宣告する。議長は、持ち時間制による質問においては反問の終了を宣告した場合、事務局に対して残時間の停止の解除を指示する。

2 反問及び反問への回答を行う場所について

(1) 答弁者は、次に掲げる場所において反問するものとする。

ア 市長 本会議場においては執行機関側中央の演台。それ以外においては自席。

イ 市長以外の者 自席

(2) 議員は、次に掲げる場所において回答するものとする。

ア ~~本会議の~~代表質問及び一般質問 質問席

イ ~~上記以外の~~会議 自席

3 その他

反問権の定義及び議会での反問権付与の検討経過について、議会側と執行機関側で確認をした事項は次のとおり。

【確認事項】

飯田市議会は、市の意思決定の場としての議会における議論を尽くすため、市執行機関に反問権を付与する。

~~〔反問権の定義〕〔削除〕~~

~~反問権は、議会での質疑答弁が的確に行われるために、質問及び質疑に対して、その趣旨を明確にすることを目的として、答弁者から発言議員に問うものである。~~

(議会での反問権付与の理由)

○市議会は「言論の府」であり、市の意思決定の場であることから、よりの確な議論が行われることが期待される。

H30. 11. 6 議会改革推進会議（最終案）

- 市議会における議論は、市民の福祉の増進に資するための政策実現に向けたものであることから、その内容が理解されるために、論点や争点が市民に明確に伝わる必要がある。
- 反問権の付与により議論の活性化が図られることは、議員個々の資質向上にもつながり、もって議会力の向上に寄与することが期待される。

反問の具体的な運用例 [本会議 一般質問] :

議員（質問席）：[質問]

市長（演台）：議長（市長挙手）

議長（議長席）：市長（指名）

市長（演台）：ただいまの□□議員の質問（質疑）について、質問の趣旨を明確にしたため、反問権の行使を許可願います。

議長（議長席）：ただいまの反問権の行使の要求については、これを許可します。
事務局は、これより残時間を停止してください。

市長（演台）：□□議員の△△についての根拠をお示してください。 ~~は、××ということの趣旨でよろしいですか。~~

議長（議長席）：□□議員。（指名）

議員（質問席）：ただいまの市長からの反問について、お答えします。
△△については、××ということです。~~以上で、反問に対する回答といたします。~~

議長（議長席）：反問に対する回答がなされましたが、これでよろしいですか。

市長（演台）：（挙手）

議長（議長席）：市長。（指名）

市長（演台）：これで反問を終了いたします。

議長（議長席）：以上で反問権の行使を終了いたします。
これより、一般質問を再開いたします。
事務局は残時間の停止を解除してください。
市長。（指名）